明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務七七）　二

○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産六七）　三

〔告　示〕

○平成二十八年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件（総務三九一）　四

○平成二十八年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（同三九二）　四

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（同三九三）　四

○除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件（法務五四八）　五

○除籍の一部が滅失した件（同五四九、五五〇）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五五一）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五五二）　五

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五五三）　五

○保健サーベイランス国立研究所建設計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四〇四）　五

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二二）　五

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二三）　六

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二四）　六

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働三七九）　六

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二一〇九）　六

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一一〇）　六

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同二一一一）　六

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同二一一二）　六

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同二一一三）　六

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同二一一四）　七

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通一一四八）　七

○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（同一一四九）　七

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一一五〇～一一五二）　七

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同一一五三）　八

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛二〇六）　八

○道路に関する件（東北地方整備局二二三、二二四）　八

○都市計画に関する件（関東地方整備局三〇五）　八

○道路に関する件（中国地方整備局九九）　八

○道路に関する件（北海道開発局二三六～二三八）　九

（以下次のページへ続く）